

判 決

東京都調布市国領町四

原 告 m r k o n o

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 森 山 眞 弓

同 指 定 代 理 人 池 原 桃 子

同 飯 田 幸 司

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金100万円およびこれに対する平成11年11月13日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、交通事故による被害を受け検察官に告訴した原告が、検察官から告訴結果について通知がなく損害を受けたとして国家賠償請求訴訟（前訴）を提起したところ、第一審で請求を棄却されたうえ、控訴審でも控訴棄却の判決を受けたことから、控訴審の担当裁判官には明白な違法があるなどと主張して新たに国家賠償を請求している事案である。

1 原告の主張

(1) 原告は、平成5年9月23日、タクシーを運転中、交通事故により受傷し

たので、東京地方検察庁に相手方の運転手齊藤 某（訴外齊藤）を告訴したが、担当の赤根智子検事（赤根検事）は、刑事訴訟法260条に違反して、その結果を原告に通知しなかった。

- (2) 原告は、国に対して、通知を怠った赤根検事の違法行為に基づく損害賠償金146万1430円（①齊藤との民事訴訟で譲歩した遅延損害金45万7500円、②赤根検事に対する内容証明郵便費用3930円、③慰籍料100万円）及びこれに対する遅延損害金の支払と④謝罪文1通の交付とを請求する民事訴訟（東京地裁平成10年(ワ)第12351号損害賠償請求事件）を提起した（前訴第一審）。
- (3) 東京地裁は、平成11年1月19日、不当にも原告の請求を棄却した（前訴第一審判決）。原告は東京高等裁判所に控訴したが（同庁平成11年(ネ)第1029号損害賠償請求控訴事件）、同裁判所は、平成11年6月21日、原判決に違法はないとして控訴を棄却した（前訴控訴審判決）。
- (4) しかし、前訴控訴審判決は、原告が請求したうち、②の内容証明郵便費用の支払と④の謝罪文の交付とについての判断がなく、裁判を拒否したといわざるをえない。この裁判を担当した東京高等裁判所の3名の裁判官（高木新二郎、河本誠之、白石哲）は、赤根検事や前訴第一審担当裁判官の職権濫用行為等を故意に庇護隠蔽するという明白な違法目的をもって原告敗訴の違法な裁判をしたものである。
- (5) なお、前訴控訴審判決は、仮に、裁判官の職務上の行為について何らかの違法があったとしても、「当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判したなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情」が認められない限り、国家賠償法上の違法はないとして違法限定説を前提としているが、この見解は裁判官だけを優遇する不当な「差別」に該当するだけでなく、もっぱら裁判官仲間の違法行為の責任を免れさせるためだけのもので、憲法14条に違反する。

## 2 被告の主張

- (1) 前訴控訴審事件（東京高等裁判所平成11年(ネ)第1029号損害賠償請求控訴事件）において、平成11年6月21日に原告の控訴を棄却する旨の判決がなされたこと、この裁判を担当した3名が高木新二郎、河本誠之、白石哲の各裁判官であったことは認めるが、この3名の裁判官が明白に違法な目的をもって原告敗訴の違法な裁判をしたとの点は否認する。
- (2) 仮に、裁判官の職務上の行為について、何らかの違法が問題となる場合があったとしても、国について国家賠償法1条1項の責任が肯定されるためには、「当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判したなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したもの」と認めうるような特別の事情が必要とされている（最高裁判所昭和57年3月12日第二小法廷判決）ところ、原告は、本件において、この点に関して何ら具体的な主張をしていない。したがって、原告の主張は、この点からも主張自体失当である。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 本件で提出されている全証拠によれば、以下の事実が認められる。
  - (1) 原告は、平成5年9月23日午前1時32分ころ、東京都江戸川区内で、乗客を乗せてタクシーを運転中、訴外齊藤が運転していた車に追突され、受傷した。その後、原告は、東京地方検察庁に対し、平成5年12月6日に到達した書面をもって、上記事故に関し、訴外齊藤を救護義務違反及び報告義務違反で告訴した。
  - (2) 東京地方検察庁は、平成6年1月28日付けで上記告訴を受理し、平成6年4月からは赤根検事がこれを担当していた。赤根検事は、同年6月8日、訴外齊藤の業務上過失傷害被疑事件については不起訴処分とし、救護義務違反・報告義務違反の道路交通法違反被疑事件については、江戸川区検察庁検察官に移送した。なお、赤根検事は、平成6年6月21日、原告に対し、訴



外齊藤の業務上過失傷害被疑事件について不起訴処分とした旨の通知書を送付した。

(3) 江戸川区検察庁検察官は、平成6年6月24日、訴外齊藤の報告義務違反につき、江戸川簡易裁判所に略式起訴したが（罰金5万円で確定）、同人の救護義務違反については同日ころまでに不起訴処分とした。なお、この道路交通法違反の点については、赤根検事から原告に対して書面による通知はなされなかったが、同年8月か9月ころ、原告が赤根検事を訪ねてその処理状況を確認した際、赤根検事から原告に対して、訴外齊藤の報告義務違反につき罰金5万円、救護義務違反につき不起訴処分としたことが説明された。

(4) その後、原告は、平成10年に至り、赤根検事らが原告に刑事訴訟法260条所定の処分結果通知をしなかったのは違法であるとして、国に対し、前記146万1430円の損害賠償金やこれに対する遅延損害金の支払と、謝罪文の交付とを請求して、前訴を提起した。

(5) これを担当した東京地方裁判所の合田智子裁判官は、平成11年1月19日、刑事訴訟法260条は、「告訴人等の私的権利ないし利益の保護を目的とするものではなく、また検察官の告訴人等に対する通知義務も、もっぱら公法上のものであるから、かりにそれに違背することがあったとしても、告訴人等の人格をことさらに無視し、その名誉を侵害する意図をもって通知しなかった等の特段の事情がない限り、それが告訴人等の私的権利ないし利益に対する違法な侵害行為として不法行為を構成する余地はない」としたうえ、「前記手続違背が原告の私的権利ないし利益に対する違法な侵害行為として不法行為を構成するものとはいえない」と判断し、不法行為が成立しない以上、原告の前記請求は理由がないとして、原告の請求を棄却する前訴第一審判決をした。

(6) 原告がこれを不服として控訴した（東京高等裁判所平成11年(ネ)第1029号損害賠償請求控訴事件）ところ、同裁判所は、平成11年6月21日、

「本件事実関係に照らすと、右手続違背により控訴人の私的権利ないし利益を侵害するような特段の事情が生じたとは認められない（なお、控訴人は、告訴事件についての通知が遅れたため齊藤に対する民事上の権利行使が遅れ、また、民事の裁判上の和解において45万円余の遅延損害金を免除するほかなかったため、右遅延損害金相当の損害を被ったと主張したが、本件全証拠によっても、通知の遅れと民事上の権利行使の遅れ及び遅延損害金免除との相当因果関係も認められない。）」と説示し、「当裁判所も、控訴人の本訴請求をいずれも棄却すべきものと判断する。」として、控訴を棄却した（前訴控訴審判決）。

(7) なお、原告は、さらに最高裁判所に上告したが（最高裁判所平成11年(オ)第1231号損害賠償請求上告事件）、最高裁判所は、平成11年11月12日、「本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって」、上告事由に該当しないとして、上告を棄却した。

2 上記認定事実によれば、原告が告訴した事件のうち、業務上過失傷害の点については担当検事から原告に対して不起訴処分の通知書が送付されており、また、道路交通法所定の救護義務違反の点については、担当検事から原告に対して書面による通知はなされていないものの、遅くともその不起訴処分後数か月以内に、担当検事から原告に対して口頭で不起訴処分とした旨が説明されていることが認められるから、担当検事が原告に対してことさらに不起訴処分の結果を通知しなかったわけではないことが明らかである。

3 ところで、私人間で交通事故が発生した場合、被害者は、刑事手続において加害者を告訴することができるとともに、民事手続において加害者に対して損害賠償を請求することができるが、これらの手続は相互に独立しており、被害者が加害者に対して民事手続で損害賠償を請求するために、刑事手続で加害者を告訴することや加害者が不起訴処分になることが条件となっているわけではない。刑事訴訟法260条が告訴事件につき不起訴処分などをしたときには速



やかに告訴人に対してその旨を通知すべきものとしているのは、告訴人に対して不起訴理由告知の請求を可能にし、不起訴処分を不服とする告訴人が付審判請求や検察審査会に対する審査請求をする機会を付与することなど刑事手続の適正確保を目的とするもので、告訴人の相手方に対する損害賠償請求などの私的権利ないし利益の保護を目的として制定されたものではない。

そうすると、前記認定のような本件事実関係の下で、前訴第一審判決が、これと同様の理解を前提として、検察官に、告訴人等の人格をことさらに無視し、その名誉を侵害する意図をもって通知しなかった等の特段の事情がない限り、不法行為を構成する余地はないとしたことは正当であり、不法行為の成立を否定して原告の請求を棄却したことに何ら違法な点はないし、この前訴第一審判決を相当として原告の控訴を棄却した前訴控訴審判決にも、何ら違法な点はないといわざるをえない。

4 なお、原告は、前訴控訴審判決は、原告が請求したうち、②の内容証明郵便費用3930円の支払と④の謝罪文の交付についての判断がなく、裁判を拒否したといわざるをえないと主張しているが、前記認定のとおり、前訴控訴審判決は、「控訴人の本訴請求をいずれも棄却すべきものと判断する」と明示的に棄却の判断をしているから、この点も理由がない。

5 したがって、前訴控訴審判決が違法であることを前提とする本件請求は、原告の主張する違法性限定説の当否などを論ずるまでもなく、理由がないことが明らかである。

6 以上の次第で、原告の本件請求は理由がないので棄却することとし、訴訟費用につき民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第48部

裁 判 官 須 藤 典 明

これは正本である。

平成14年9月30日

東京地方裁判所民事第48部

裁判所書記官 江川佳子

